

国民健康保険制度

医療保険について

私たちの国の医療保険制度は、「国民皆保険」であり、すべての人がいずれかの医療保険に加入することになっています。窓口での自己負担額(支払額)は、年齢と所得によって決められており、安心して医療機関を受診することができます。

会社にお勤めの人やその扶養家族は職場の健康保険に、75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入しますので、生活保護を受けている人を除く、それ以外の人(農業・自営業の人など)は、国民健康保険(国保)に加入することになります。

国保は加入・脱退の手続きが必要です

～必ず14日以内に手続きをしてください～

国民健康保険 (国保)

国民健康保険は世帯単位で加入し、一人一人が被保険者となる保険です。
市町村と都道府県が保険者として運営を行っています。

加入

加入する人

- 他市区町村の国保に加入中に新潟市に転入する人
- 自営業、農業、漁業を営む人
- 無職、年金生活の人
- 退職して職場の健康保険をやめた人
(任意継続や被扶養者認定に該当しない人)
- パート等で職場の健康保険に加入していない人
- 日本に住所をおき、3か月以上滞在する外国人
- 生活保護を受けなくなった人

脱退する人

- 75歳になった人(後期高齢者医療制度に加入しますが、脱退の手続きは不要です)
- 新潟市外に転出する人
(学生等で特例あり※詳細は8ページ)
- 職場の健康保険に入った人
- 家族の職場の健康保険の被扶養者になった人
- 生活保護を受ける人

脱退

職場の健康保険

(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など)

職場の健康保険には、本人(被保険者)と家族(被扶養者)の区分があります。

国保のしくみ

国保は、市が保険者となって運営する公的な医療保険です。私たちは、いつ、どんなときにケガや病気をするかわかりません。国保は、いざというときに備えて、みんなでお金を出しあって、必要な医療費に充てる助け合いの制度です。保険料や国・県からの負担金を財源として、加入者の皆さんのが医療機関にかかった医療費のうち、自己負担額を除いた部分を国保が負担しています。

国民健康保険のしくみ～国保はこのように運営されています～

医療費を支払う
(自己負担分)

診療を行う

被保険者 (加入者)



保険料を納付

資格確認書もしくは
資格情報のお知らせ
の交付
保険料の賦課
保健事業の実施

医療機関等 (病院、薬局等)



医療費を請求
医療費を支払う
(保険者負担分)

国

負担金・
補助金等を
交付

保険者 (都道府県)

納付金を納付
保険給付に必要な
費用を交付

マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）について

令和6年12月2日に、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの保険証利用を基本とする仕組みに移行しました。マイナ保険証とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことです。

◆利用登録の方法

- ・医療機関・薬局の受付(顔認証機能付きカードリーダー)で行う
- ・マイナポータル(ご自身のスマートフォンやパソコンからログイン)から行う
- ・セブン銀行ATMから行う

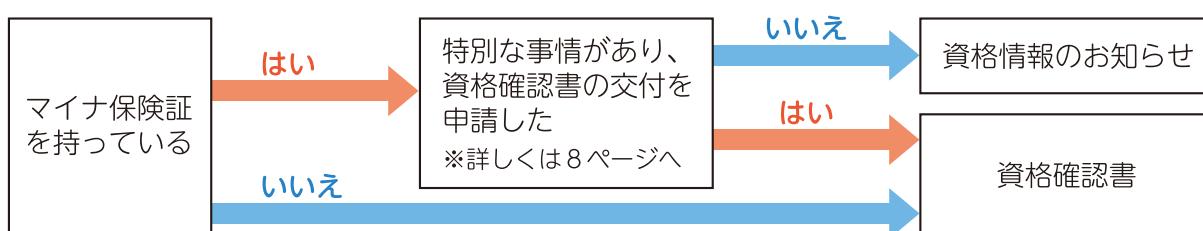
なお、登録状況は、マイナポータルにて確認できます。

すでにマイナ保険証をお持ちの人は、マイナ保険証を使って医療機関を受診してください。

被保険者へ交付するもの

国保に加入手続き等をすると、下記のとおり、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が交付され、「資格確認書」または「マイナ保険証」で保険医療を受けることができます。

なお、健康保険の切替え手続き後、マイナポータルや医療機関等で保険の情報を確認できるまで最短で3～4日かかります。国保へ加入後すぐに医療機関等を受診するときは、マイナ保険証と資格情報のお知らせを提示してください。



マイナ保険証利用のメリット

◆お手元のマイナ保険証を使い続けることができます

引越しや世帯主変更があった場合でも、マイナ保険証を健康保険証として使い続けることができます。ただし、就職などで健康保険が変わった場合は、これまでどおり加入・脱退の手続きが必要です。

◆より良い医療を受けることができます

医療機関等を受診する時に同意すると、医師等が過去の診療情報、お薬情報や特定健診の結果を確認できるようになるため、治療に役立てることができます。

◆手続きなしで高額医療の限度額を超える支払が免除されます

突然の手術・入院で、限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。(高額療養費については10ページをご覧ください。)

交付済みの保険証は有効期限までお使いいただけます

交付済みの国民健康保険被保険者証は、記載の有効期限まで(最長で令和7年7月31日まで)は、今までどおり使用できます。

資格確認書

マイナ保険証をお持ちでない人には、申請によらず資格確認書が交付されます。

資格確認書のみで今までと変わらず保険診療を受けることができます。

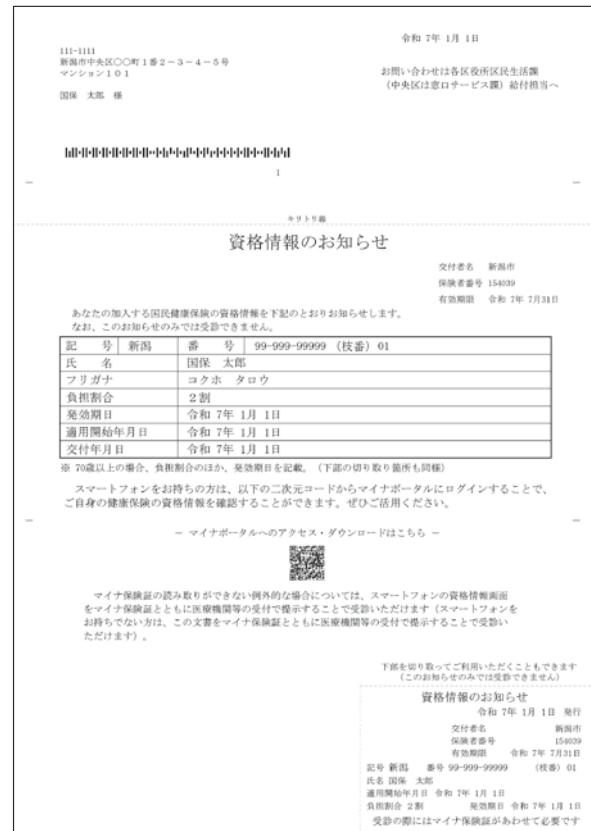
マイナ保険証をお持ちの人で、次のような特別な事情がある場合は、資格確認書を交付します。

ただし、窓口で申請が必要です。

- ・マイナンバーカードを紛失、更新中の
- ・人
- ・介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である人



※70歳～74歳の人は、医療費の負担割合が記載されます。



資格情報のお知らせ

マイナ保険証をお持ちの人には、ご自身の被保険者資格を簡易に把握できるよう資格情報のお知らせを交付します。

マイナ保険証の読み取りができない医療機関等においては、マイナ保険証とともに資格情報のお知らせを提示することで受診可能です。

新潟市国民健康保険に加入中の人には、各区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)への申請により、マイナ保険証の利用登録を解除することができます。

(申請後、解除されるまで1～2か月かかります。)

これから75歳になる人

75歳に到達する人の有効期限は、誕生日の前日になります。

75歳からはすべての人が、今ご加入中の健康保険から後期高齢者医療制度に加入することになります。手続きは不要で、誕生日までには新しい資格確認書または資格情報のお知らせが送付されます。

修学のために市外へ転出する人

大学や専門学校等での修学のために市外へ転出する人は、特例により、親元の新潟市国保に引き続き加入することができます(申請に必要なものは4ページへ)。

学校変更や中途退学した場合は、各区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)給付担当へ必ず申し出てください。